

令和6年度 第1回淡路島地域公共交通活性化協議会

日時：令和6年6月27日（木）15:00～

場所：洲本市経済交流センター（洲本商工会議所）2階
多目的ホール

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

- (1) 令和5年度淡路島地域公共交通活性化協議会の活動、前計画の経過報告について 報告
令和5年度淡路島地域公共交通活性化協議会決算（案） 協議1
令和5年度淡路島地域公共交通活性化協議会決算 会計監査報告
- (2) 令和6年度淡路島地域公共交通活性化協議会予算（案）について 協議2
令和6年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について
- (3) 令和7年度幹線系統補助・フィーダー補助の計画認定申請について 協議3

4. その他

【配付資料】

協議会名簿

配席図

協議会規約

報 告：令和5年度淡路島地域公共交通活性化協議会の活動、前計画の経過報告について

協議1：令和5年度淡路島地域公共交通活性化協議会決算（案）

令和5年度淡路島地域公共交通活性化協議会会計監査報告

協議2：令和6年度淡路島地域公共交通活性化協議会予算（案）

令和6年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について

協議3：令和7年度幹線系統補助・フィーダー補助の計画認定申請について

淡路島地域公共交通計画（概要版）

令和6年度淡路島地域公共交通活性化協議会名簿

【委員】

	区分	職名	氏名	備考
1	計画作成市	洲本市企画情報部 部長	福島 太	副会長
2		南あわじ市総務企画部 部付部長（企画担当）	家田 和幸	監事
3		淡路市都市整備部 部長	高田 茂和	監事
4	公共交通事業者	(公社)兵庫県バス協会 専務理事	新屋敷 昭一	【代理出席】 総務部長 吉本 道明
5		(公社)兵庫県バス協会 淡路地区部会 会長（淡路交通㈱ 運輸部 部長）	片岸 章文	
6		舞子高速バストップ協議会（神姫バス㈱）バス事業部計画課 課長	前田 啓介	【代理出席】 主任 下村 直大
7		(一社)兵庫県タクシー協会淡路部会 会長 (㈱みなとタクシー 代表取締役)	池田 昌宏	
8		(㈱)淡路ジェノバライン 安全総括管理者	清水 紀晶	欠席
9		沼島汽船㈱ 代表取締役	松本 正也	欠席
10	道路管理者 港湾管理者	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所 所長	勝野 真	【代理出席】 所長補佐（企画調整担当） 立花 篤
11	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所洲本維持出張所 所長	江崎 祐也	欠席
12	商工団体	洲本商工会議所 専務理事兼事務局長	谷池 淳司	
13		五色町商工会 事務局長	川野 正統	
14		南あわじ市商工会 事務局長	神崎 恭司	
15		淡路市商工会 事務局長	伊藤 雅樹	
16	観光団体	(一社)淡路島観光協会 事務局長	福浦 泰穂	
17		(一社)淡路島観光協会 観光戦略室長	地白 雅則	
18	住民代表	洲本市連合町内会 会長	宮奥 正一	
19		南あわじ市連合自治会 会長	原 孝	
20		淡路市連合町内会 会長	魚住 幸市	
21	公安委員会	洲本警察署 交通課 課長	大田原 秀幸	
22		南あわじ警察署 交通課 課長	村上 正浩	
23		淡路警察署 交通課 課長	瀬川 雅史	
24	学識経験者	兵庫県立大学 名誉教授	福島 徹	会長
25	観光有識者	(㈱)JTB 神戸支店 支店長	木崎 尚文	【代理出席】 副支店長 富田 紳一
26		近畿日本ツーリスト㈱ 公務地域共創事業部 課長	松岡 一隆	【代理出席】 リーダー 林 富士雄

【オブザーバー】

	職名	氏名	備考
1	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課 課長	酒井 大斗	【代理出席】 課長補佐 成相 寛
2	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部 総務企画部 企画調整官	中西 克之	【代理出席】 輸送部門 運輸企画専門官 檜岡 弘
3	兵庫県土木部交通政策課 課長	吉栖 雅人	【代理出席】 主任 長尾 文平
4	洲本市健康福祉部福祉課 課長	植竹 英樹	
5	南あわじ市総務企画部副部長（企画担当）兼ふるさと創生課 課長	中嶋 宏昭	【代理出席】 副課長 前川 恭範
6	淡路市企画情報部 部付部長兼まちづくり政策課長	野田 勝	

淡路島地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、副会長の属する市に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る協議に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項の協議に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 計画作成市関係部長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 港湾管理者又はその指名する者
- (5) 商工・観光団体の長又はその指名する者
- (6) 市民又は利用者を代表する者
- (7) 公安委員会の長又はその指名する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残

任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 1 人

(3) 監事 2 人

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長及び監事は、計画作成市の委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理人をもって議決権を行使することができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。

(1) 洲本市情報公開条例（平成18年条例第17号）第7条及び第8条、南あわじ市情報公開条例（平成17年条例第18号）第7条並びに淡路市情報公開条例（平成17年条例第15号）第7条に規定する不開示情報が含まれる場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6 会議の案件について、会長が急を要する事案又は軽微な事案と判断したものについては、書面にて協議することができる。

7 協議会において必要があると認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(傍聴)

第8条 傍聴を希望する者は、前条第5項の規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第9条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、副会長の属する市の交通政策担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長

が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成２９年３月２７日から施行する。なお、第５条第１項に示す委員の任期は、淡路島地域公共交通活性化協議会の委員として委嘱された年度を除く、２年とする。

令和 5 年度淡路島地域公共交通活性化協議会の活動、前計画の経過報告について

1. 淡路島地域公共交通網形成計画の見直しと地域公共交通計画について

淡路島地域公共交通活性化協議会では、地域公共交通の現状・問題点・課題の整理を踏まえて、淡路島地域の公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり持続させる事を目的に、【誰もが分かりやすく、使いやすい公共交通の実現】を基本方針とし、平成 30 年 3 月に淡路島地域公共交通網形成計画を策定しました。

令和 2 年度の活性化再生法の改正に伴い、この地域公共交通網形成計画に代わる、新たな法定計画として地域公共交通計画の作成が努力義務化されました。

淡路島地域公共交通活性化協議会では、淡路島内において、住民、来訪者の区別なく誰もが分かりやすく、使いやすい公共交通の実現を図るため、淡路島地域公共網形成計画の見直しに合わせ、交通令和 6 年度から 5 年間を計画期間とする新たな計画を令和 6 年 3 月に策定しました。今後は、淡路島地域公共交通計画に基づき、地域公共交通に関する各種の取組を推進していきます。

地域公共交通計画と網形成計画の違い

	地域公共交通計画（新）	地域公共交通網形成計画（旧）
計画の対象	・ネットワークの確保、充実に加えダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉える改善や充実に取り組む ・地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる	・バス路線などの専ら公共交通ネットワークの確保、充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする
位置づけ	・地方公共団体による作成を法的に努力義務化	・地方公共団体による作成が可能
実効性確保	・定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ・定量的なデータに基づく PDCA の取組を強化	・可能な限り具体的な数値指標を明示 ・原則として計画期間の終了時、計画の見直し時に達成状況を評価

2. 計画の進捗について

(ア) 会議

①淡路島地域公共交通活性化協議会

	日時	協議内容
第1回	令和5年 4月26日 (書面表決)	・令和4年度淡路島地域公共交通形成計画の経過報告について ・令和4年度協議会決算(案)について ・令和4年度協議会決算会計監査報告 ・令和5年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール(案)について ・令和5年度協議会予算(案)について
第2回	令和5年 7月4日	・現行計画の目標値の達成状況について ・めざすべき将来像と課題について
第3回	令和5年 10月12日	・将来像実現に向けた方針と施策について
第4回	令和5年 12月25日	・淡路島地域公共交通計画(素案)について
第5回	令和6年 3月21日	・淡路島地域公共交通計画(案)について

②地域公共交通計画策定に向けた担当者会議

	日時	協議内容
第1回	令和5年 5月23日	(福島会長、3市、県) ・住民アンケート調査について ・観光客アンケート調査について ・高校生アンケート調査について ・事業者ヒアリングについて ・第2回地域公共交通活性化協議会について
第2回	令和5年 6月6日	(福島会長、3市、県) ・施策の方向性について ・補助路線の検討について ・アンケート等について

第3回	令和5年 8月8日	(福島会長、3市、県) ・アンケート調査について ・各種ヒアリングについて ・地域公共交通ネットワークの将来像について ・施策について
第4回	令和5年 9月5日	(福島会長、3市、県) ・アンケート調査について ・地域公共交通ネットワークの将来像、補助対象路線について ・施策について ・数値目標について
第5回	令和5年 11月17日	(福島会長、3市、県) ・施策について ・評価指標について ・今後の実施体制 ・素案全体について（記載事項チェックリストの確認 等）
第6回	令和5年 12月5日	(福島会長、3市) ・素案全体について ・施策について（施策の書きぶり、スケジュール、実施主体） ・評価指標について ・今後の実施体制
第7回	令和6年 1月9日	(福島会長、3市、県) ・今後のスケジュールについて ・パブリックコメントについて ・令和6年度活性化協議会について（スケジュール、施策の進捗管理 等）
第8回	令和6年 2月6日	(福島会長、3市、県) ・パブリックコメント意見対応について ・今後の進め方について
第9回	令和6年 3月5日	(福島会長、3市、県) ・パブリックコメント意見対応について ・今後の進め方について

③各市 地域公共交通会議

		日時	協議内容
淡路市	第 1 回淡路市地域公共交通会議	令和 5 年 6 月 30 日	・淡路市コミュニティバスの評価検証について ・岩屋地域コミュニティバス路線改正について等
	第 2 回淡路市地域公共交通会議 (書面表決)	令和 6 年 3 月 18 日	・交通会議設置要綱の改正について
洲本市	第 1 回洲本市地域公共交通会議 (書面表決)	令和 5 年 6 月 15 日	・フィーダー補助申請について
	第 2 回洲本市地域公共交通会議 (書面表決)	令和 5 年 8 月 23 日	・路線バス都志線のバス停新設に伴う運賃設定について
南 あ わ じ 市	第 1 回南あわじ市地域公共交通会議	令和 6 年 1 月 30 日	・南あわじ市地域公共交通会議設置要綱の改正について ・「らん・らんバス」の再編方針について ・灘地区自家用有償旅客運送事業に係る更新登録の申請について

(イ) 施策

別表のとおり

(イ) 施策

	施策	～R4（取組実績）	R5（取組実績）
施策 1 取組を推進していくための体制づくり	・3市の企画・立案機能の統一に向けて協議	・淡路島交通局（仮称）準備会を継続し、効率的な企画・立案・施策の実施体制について協議 R2年4月1日 ・淡路島観光交通調整会議を淡路県民局内に設置 R3年7月15日 会議開催 R4年7月15日 会議開催	・淡路島観光交通調整会議開催なし
	・ICカードシステムの導入	・導入完了5社 西日本ジェイアールバス、本四海峡バス、神姫バス、淡路交通、みなと観光バス	・同左
	・利用割引サービスの導入	・H30年4月～ 西日本ジェイアールバス、本四海峡バス	・同左
	・高速バスの地域内乗降（クローズドドア解消）の調査・検討	・R3年3月20日～ 高速バス（三ノ宮・福良線） 陸の港西淡～福良間 ・R3年4月26日～ 高速バス（三ノ宮・西浦線） 北淡IC～高田屋嘉兵衛公園間 ・R3年12月1日～ 高速バス新路線（北淡路西海岸ライン） 岩屋PT～北淡IC間 ・高速バス（三ノ宮・西浦線） 高田屋嘉兵衛公園以南の延伸検討	・高速バス（三ノ宮・西浦線） 高田屋嘉兵衛公園以南の延伸検討
	・結節点としての広域拠点機能を充実	淡路市 ・岩屋ポートターミナル（新築整備済） ・岩屋ポートターミナル（周辺整備予定） ・津名港ターミナル（検討）	淡路市 ・岩屋ポートターミナル（周辺整備予定） ・津名港ターミナル（検討）
		洲本市 ・洲本バスセンター整備済	洲本市 ・同左
		南あわじ市 ・陸の港西淡整備済	南あわじ市 ・同左
施策 3 地域内バスネットワークの再編	・路線見直し案のとりまとめ		淡路交通 ・R4年10月1日～ 路線バス再編（都志線、鳥飼線、長田線、縦貫線（南）、由良線） (1) 都志線 便数：8便/日→10便/日 乗車人員：11,196人→13,692人(22%増) 1便あたり乗車人員： 3.84人→3.77人(2%減) (2) 鳥飼線 便数：8便/日→10便/日 乗車人員：8,599人→12,038人(40%増) 1便あたり乗車人員： 2.95人→3.31人(12%増) (3) 長田線 便数：8便/日→10便/日 乗車人員：8,282人→16,900人(104%増) 1便あたり乗車人員：

施策		～R4（取組実績）	R5（取組実績）
			2.84人→4.65人(64%増) (4) 縦貫線（南） 便数：28便/日→28便/日 乗車人員：106,163人(年間) 64,061人→71,631人(12%増) ※R5.2～R5.9の累計で比較 1便あたり乗車人員： 10.05人→11.00人(9%増) (5) 由良線 便数：20便/日→20便/日 乗車人員：49,187人(年間) 29,113人→33,466人(15%増) ※R5.2～R5.9の累計で比較 1便あたり乗車人員： 6.02人→6.76人(12%増)
		淡路市 ・市コミバス（淡路市生活観光バス路線） R4年10月1日より運行見直し ・鮎原線 本四海峡バス、洲本市、淡路市の3者で協議 R4年10月1日より再編	淡路市 ・市コミバス（淡路市生活観光バス路線） R6年3月1日より運行見直し 観光周遊回り路線の運行時期の拡充、 反時計回り路線の早朝便の検討 ・縦貫線（北） 淡路交通、洲本市、淡路市の3者で協議 ・鮎原線 本四海峡バス、洲本市、淡路市の3者で協議
		洲本市 ・淡路交通路線バス再編（都志線、鳥飼線、 長田線、縦貫線（南）、由良線） R4年10月1日より再編 ・鮎原線 R4年10月1日より再編 ・市コミバス R4年10月1日より再編	洲本市 ・縦貫線（北） 淡路交通、洲本市、淡路市の3者で協議 ・鮎原線 本四海峡バス、洲本市、淡路市の3者で協議
		南あわじ市 ・淡路交通路線バス再編（都志線、鳥飼線、 長田線、縦貫線（南）） R4年10月1日より再編	南あわじ市 ・同左
・輸送力の確保、運行頻度・運行時間帯の拡大		淡路市 ・市コミバス（淡路市生活観光バス路線） R4年10月1日より運行見直し 便数：14往復/日～16往復/日 ・市コミバス実績（R3年10月～R4年9月） 乗車人員： 230,893人 → 259,971人（12%増） 便あたり乗車人員： 11.5人 → 12.5人（8%増）	淡路市 ・バス導入（2台） ・市コミバス（淡路市生活観光バス路線） 便数：14往復/日～16往復/日 ・市コミバス実績（R4年10月～R5年9月） 乗車人員： 259,971人 → 269,381人（3%増） 便あたり乗車人員： 12.5人 → 13.1人（4%増）
		洲本市 ・市コミバス実績（R3年10月～R4年9月） (1) 上灘・沼島線 便数：4往復/日 乗車人員：2,100人 → 2,686人(28%増) 1往復便あたり乗車人員： 1.45人 → 1.86人(28%増) (2) 五色地域線 便数：4.5往復/日	洲本市 ・市コミバス実績（R4年10月～R5年9月） (1) 上灘・沼島線 便数：4往復/日 乗車人員：2,686人 → 3,158人(18%増) 1往復便あたり乗車人員： 1.86人 → 2.17人(18%増) (2) 五色地域線 便数：4.5往復/日

施策		～R4（取組実績）	R5（取組実績）
		乗車人員：3,135 人 → 3,450 人(10%増) 1 往復便あたり乗車人員： 1.94 人 → 2.14 人(10%増)	乗車人員：3,450 人 → 4,983 人(44%増) 1 往復便あたり乗車人員： 2.14 人 → 3.09 人(44%増)
		南あわじ市 ・市コミバス R4 年 10 月 1 日より一部見直し ・市コミバス実績（R3 年 10 月～R4 年 9 月） 便数：101 便/日 乗車人員： 74,934 人 → 81,429 人（8.7%増） 便あたり乗車人員： 2.03 人 → 2.21 人（8.9%増） ・洲本市コミバス（上灘・沼島線）と市コミバス（すいせん号）の乗継割引の継続【実績】（R3 年 10 月～R4 年 9 月） 乗継割引利用者数：387 人	南あわじ市 ・市コミバス EV バス 2 台導入（R6 年 4 月 1 日～運行） ・市コミバス実績（R4 年 10 月～R5 年 9 月） 便数：101 便/日 乗車人員： 81,429 人 → 81,309 人（0.1%減） 便あたり乗車人員： 2.21 人 → 2.21 人（増減なし） ・洲本市コミバス（上灘・沼島線）と市コミバス（すいせん号）の乗継割引の継続【実績】（R4 年 10 月～R5 年 9 月） 乗継割引利用者数：298 人
	・自主運行バスの導入検討	淡路市 ・江井地区（生活観光バスで代替）継続	淡路市 ・江井地区（生活観光バスで代替）継続
		洲本市 ・チョイソコすもとの無償実証運行 千草地区 【実績】（R4 年 4 月～R5 年 3 月） 乗車人員：1,311 人	洲本市 ・チョイソコすもとの無償実証運行 千草地区 【実績】（R6 年 1 月～R6 年 3 月） 乗車人員：334 人
		南あわじ市 ・灘地区自家用有償旅客運送事業の継続【実績】（R4 年 4 月～R5 年 3 月） 乗車人員：432 人	南あわじ市 ・灘地区自家用有償旅客運送事業の継続【実績】（R5 年 4 月～R6 年 3 月） 乗車人員：423 人
	・地域拠点機能の充実	淡路市 ・北淡、津名（上屋 5 箇所設置完了） 洲本市 ・宇山バス停改修	淡路市 ・同左 洲本市 ・同左
	・乗り継ぎ連絡切符の検討	淡路市 ・路線バスと市コミバス乗り継券の検討	淡路市 ・同左
		洲本市 ・路線バスと市コミバスの定期券助成・利用促進券の継続実施 R4 年 4 月～R5 年 3 月	洲本市 ・路線バスと市コミバスの定期券助成・利用促進券の継続実施 R5 年 4 月～R6 年 3 月
		南あわじ市 ・路線バスと市コミバス乗り継券の検討	南あわじ市 ・同左
施策 4 観光地への公共交通の利用促進	・案内機能の充実	・淡路島観光協会と検討・協議	・同左
	・観光客が公共交通で周遊できる環境の整備	・バス旅ひょうごの実施 R2 年 10 月 1 日～ 販売開始 【R4 実績】 ・バス旅ひょうご（北淡路） R4 年 4 月～R5 年 2 月 大磯号版 大人 1,316 枚、小人 13 枚 かけはし号（神戸発着版） 大人 473 枚、小人 7 枚 かけはし号（大阪発着版） 大人 311 枚、小人 6 枚	・バス旅ひょうごの実施 【R5 実績】 ・バス旅ひょうご（北淡路） R5 年 4 月～R6 年 2 月 大磯号版 大人 1,122 枚、小人 20 枚 かけはし号（神戸発着版） 大人 526 枚、小人 10 枚 かけはし号（大阪発着版） 大人 325 枚、小人 4 枚 ・バス旅ひょうご（南淡路）

施策		～R4（取組実績）	R5（取組実績）
		・バス旅ひょうご（南淡路） R4 年 4 月～R5 年 3 月 大人 319 枚、小児 7 枚	R5 年 4 月～R6 年 3 月 大人 327 枚、小児 7 枚
		南あわじ市 ・徳島空港と淡路島を結ぶ高速バスの実証運行。（観光庁補助事業「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業（交通連携事業）」） 【概要】 事業期間：201 日間 R4 年 7 月 15 日～R5 年 1 月 31 日 ルート：イングランドの丘…陸の港西淡＝福良＝淡路島南 I C＝徳島空港 便数：上り（徳島→淡路島） 10 便/日 下り（淡路島→徳島） 9 便/日 運賃：大人片道 1,200 円 大人往復 2,160 円 ※徳島空港⇄イングランドの丘間の運賃 1 日フリー券：大人 2,000 円 2 日フリー券：大人 2,500 円 3 日フリー券：大人 3,000 円 ※フリー券は、徳島空港線、淡路交通在来線、南あわじ市コミバスのフリー乗車がセットになった企画乗車券。 【実績】（201 日間） R4 年 7 月 15 日～R5 年 1 月 31 日 ①運行便数：3,751 便 ②延べ利用者数：1,687 人 （上り：829 人、下り：858 人）	南あわじ市 ・徳島空港と淡路島を結ぶ高速バスの実証運行。（観光庁補助事業「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業（交通連携事業）」） 【概要】 事業期間：275 日間 R5 年 7 月 1 日～R6 年 3 月 31 日 ルート：イングランドの丘…陸の港西淡＝福良＝淡路島南 I C＝徳島空港 便数：上り（徳島→淡路島） 9 便/日 下り（淡路島→徳島） 8 便/日 ※完全予約便導入 （上り：1,8,9 便、下り：1,8 便） 運賃：大人片道 1,200 円 大人往復 2,160 円 ※徳島空港⇄イングランドの丘間の運賃 1 日フリー券：大人 2,000 円 2 日フリー券：大人 2,500 円 ※フリー券は、徳島空港線、淡路交通在来線、南あわじ市コミバスのフリー乗車がセットになった企画乗車券。 【実績】（275 日間） R5 年 7 月 1 日～R6 年 3 月 31 日 ①運行便数：3,537 便 ②延べ利用者数：2,453 人 （上り：1,130 人、下り：1,323 人）
	・公共交通と観光施設への送迎バス等の連携	・利活用可能な無料バス等との連携を検討	・同左
	・観光誘客に向けた情報発信の強化	南あわじ市 ・バス乗り換え検索アプリ「buSmo（バスモ）」南あわじ市版のリリース	・バス乗り換え検索アプリ「buSmo（バスモ）」全島版のリリース R5 年 7 月～
	・総合時刻表（あわじ足ナビ）の発行	冊子 ・R4 年 4 月発行 ・R4 年 10 月発行 ポータルサイト ・R4 年 3 月～	冊子 ・R5 年 4 月発行 ポータルサイト ・R4 年 3 月～R5 年 6 月 ※「buSmo（バスモ）」全島版のリリースに伴い、冊子の配布は R5 年 4 月で終了。ポータルサイトは R5 年 6 月で終了。
	・特定観光施設へのバス路線のシンボル化	PR ラッピングバス ・花みどりフェア、鳴門の渦潮	・同左
	・端末交通の充実・強化	・タクシー配車アプリを継続実施 ・EV レンタカーを継続実施	・同左
		洲本市 ・定額運賃タクシー（すもと NV タクシー）実施	洲本市 ・同左

施策		～R4（取組実績）	R5（取組実績）
		・電動アシスト付レンタサイクル事業実施	
施策5 公共交通の利用促進	・公共交通を利用した通勤の推進	淡路市 ・市役所のノーマイカーデー R4 年 12 月実施 南あわじ市 ・市役所のノーマイカーデー R4 年 8 月実施	淡路市 ・市役所のノーマイカーデー R5 年 12 月実施 南あわじ市 ・市役所のノーマイカーデー R5 年 8 月実施
	・高校生等への公共交通の働きかけ	洲本市 ・淡路交通路線バス、洲本市コミバス、南あわじ市コミバスのキャンペーン実施 ・高校入学前に中学生へ、路線バス、コミバスの PR 南あわじ市 ・淡路交通路線バス、洲本市コミバス、南あわじ市コミバスのキャンペーン実施 ・らん・らんバス「学生フリーパス券」の見直し。(R4 年 10 月 1 日～) 1 ヶ月パス： 4,000 円 (30 日間乗り放題) 3 ヶ月パス： 10,000 円 (90 日間乗り放題) 6 ヶ月パス： 16,000 円 (180 日間乗り放題) 1 学期パス： 11,000 円 (4/7～7/20) 2 学期パス： 12,000 円 (9/1～12/24) 3 学期パス： 9,000 円 (1/7～3/24)	淡路市 ・高校入学前に中学生へ、高速バス、コミバスの説明、PR 洲本市 ・同左 南あわじ市 ・同左

令和 5 年度淡路島地域公共交通活性化協議会 決算（案）

歳入

（単位：円）

款	項	目	当初予算額	決算額	比較増減	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	5,991,000	10,500,000	4,509,000	3 市からの負担金 3,500,000 円×3 市
2 補助金	1 補助金	1 補助金	5,390,000	0	△ 5,390,000	令和 6 年度に歳入 ※令和 5 年度実施事業に対す る国庫補助金 5,390,000 円
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	723,273	723,273	0	前年度繰越金 723,273 円
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	1,078,010	1,077,010	預金利息 10 円 契約保証金 1,078,000 円
歳入合計			12,105,273	12,301,283	196,010	

歳出

（単位：円）

款	項	目	当初予算額	決算額	比較増減	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	142,000	0	△ 142,000	委員報酬、旅費等
	2 事務費	1 事務費	1,182,273	36,558	△ 1,145,715	振込手数料・郵便切手代等 36,558 円
2 事業費	1 事業費	1 事業費	10,780,000	11,858,000	1,078,000	計画策定委託 10,780,000 円 契約保証金返還 1,078,000 円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	0	△ 1,000	
歳出合計			12,105,273	11,894,558	△ 210,715	

歳入合計（円）－歳出合計（円）＝差引（円）

12,301,283 11,894,558 406,725

次年度への繰り越し額 406,725

監 査 報 告

令和5年度淡路島地域公共交通活性化協議会会計について、帳簿及び預金通帳その他関係書類を監査した結果、いずれも正確かつ適正であると認めましたので報告いたします。

令和6年5月17日

淡路島地域公共交通活性化協議会

監 事 家田 和幸

監 事 高田 茂和

※原本には監事の押印がありますが、個人情報保護のため押印は省略させていただきます。なお、原本は事務局にて保管しております。

令和 6 年度淡路島地域公共交通活性化協議会 予算（案）

歳入

(単位：円)

款	項	目	金額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	600,000	洲本市 200,000 南あわじ市 200,000 淡路市 200,000
2 補助金	1 補助金	1 補助金	5,390,000	令和 5 年度実施事業に対する 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	406,725	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	
歳入合計			6,397,725	

歳出

(単位：円)

款	項	目	金額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	500,000	委員報酬、旅費等
	2 事務費	1 事務費	496,725	事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	5,400,000	令和 5 年度実施事業に対する国 庫補助金相当額を 3 市へ配分 1,800,000 円×3 市
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1,000	
歳出合計			6,397,725	

令和 6 年度淡路島地域公共交通活性化協議会スケジュール（案）について

日 程	内 容
令和 6 年 6 月 ＜今回＞	活性化協議会（令和 5 年度施策進捗報告、令和 5 年度決算、令和 6 年度 予算、国庫補助申請（幹線、フィーダー）関係）
↓	
令和 6 年 10 月	活性化協議会（令和 6 年度施策進捗状況報告）

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

番 号
令和 6 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	淡路島地域公共交通活性化協議会
住 所	洲本市本町三丁目 4 番 10 号
代 表 者 氏 名	会長 福島 徹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

淡路島地域公共交通計画 概要版

■ 計画の目的

淡路島が将来にわたって地域の活力を維持していくためには、人々の暮らしや活動を支える地域公共交通ネットワークの形成と交通サービスの維持・改善が不可欠です。

淡路島においては地域公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的として、「淡路島地域公共交通活性化協議会」を設置し、2018（平成 30）年 3 月に「淡路島地域公共交通網形成計画」を策定しました。網形成計画策定以降、課題解決に向けた様々な取組みを進めていますが、地域公共交通を取り巻く状況は一層厳しさを増しています。このため、地域公共交通にかかわる各主体、すなわち、利用する地域の住民、サービスを提供する交通事業者、そして市をはじめとした行政等の関係者が、望ましい姿を再確認し、共有する必要があります。

今回策定する「淡路島地域公共交通計画」は、これらの望ましい姿を共有したうえで、それぞれの役割を再認識し、それぞれができることを理解し、総合的に地域公共交通政策を展開していくための道しるべを示すことを目的としています。

■ 計画の位置づけ

本計画は淡路島にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするマスタープランの役割を果たすものです。淡路島各市の総合計画や兵庫県の淡路地域ビジョン、その他のまちづくりや交通に関する計画と整合、連携を図りながら、地域公共交通政策の方向性等を定めるとともに、住民、交通事業者、企業、団体、行政等地域の人々が一体となって取り組む諸施策を示し、持続可能な地域公共交通の実現をめざします。

■ 基本的な方針

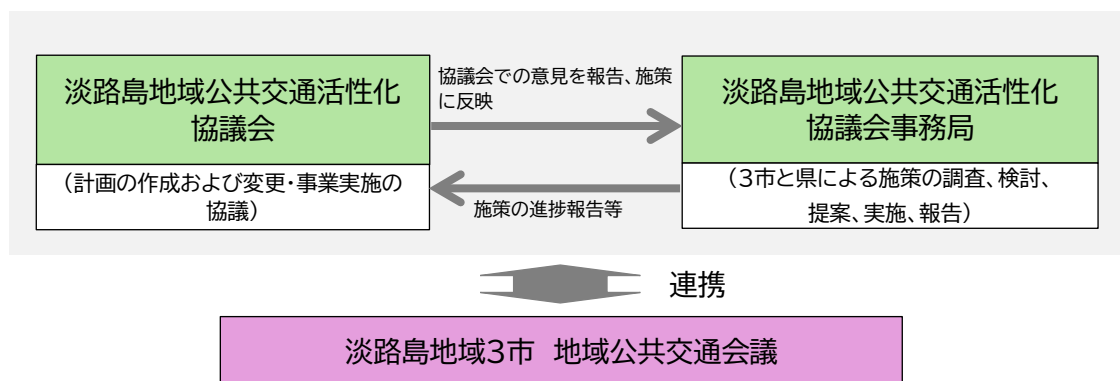
住民が安心して暮らし、地域内外の人々が交流する活気あふれる地域であるためには、誰も（住民、来訪者）がそれぞれの目的に応じて円滑に移動できる環境が必要です。その環境を実現し、将来にわたって維持するため、今後の人口減少、高齢者の増加、観光客の増加等に対応した、わかりやすく、使いやすい地域公共交通網の構築をめざします。

**誰も（住民、来訪者）が分かりやすく、使いやすい公共交通の実現
～クルマがなくても、生活・周遊できるネットワークの実現～**

■ 計画の推進体制

淡路島地域公共交通活性化協議会では、各事業主体の取組みや事業費、費用対効果など進捗状況の確認を行うとともに、計画に基づく施策の総合調整を行います。

事業主体間の連携や調整が必要な施策については、3市と県の交通政策担当課により構成する淡路島地域公共交通活性化協議会事務局において、施策の調査・検討、実施、検証等を行い、協議会に報告を行います。また、各市地域公共交通会議においては、本計画を踏まえ、施策・事業の推進を図ります。



■ 地域公共交通ネットワークの将来像

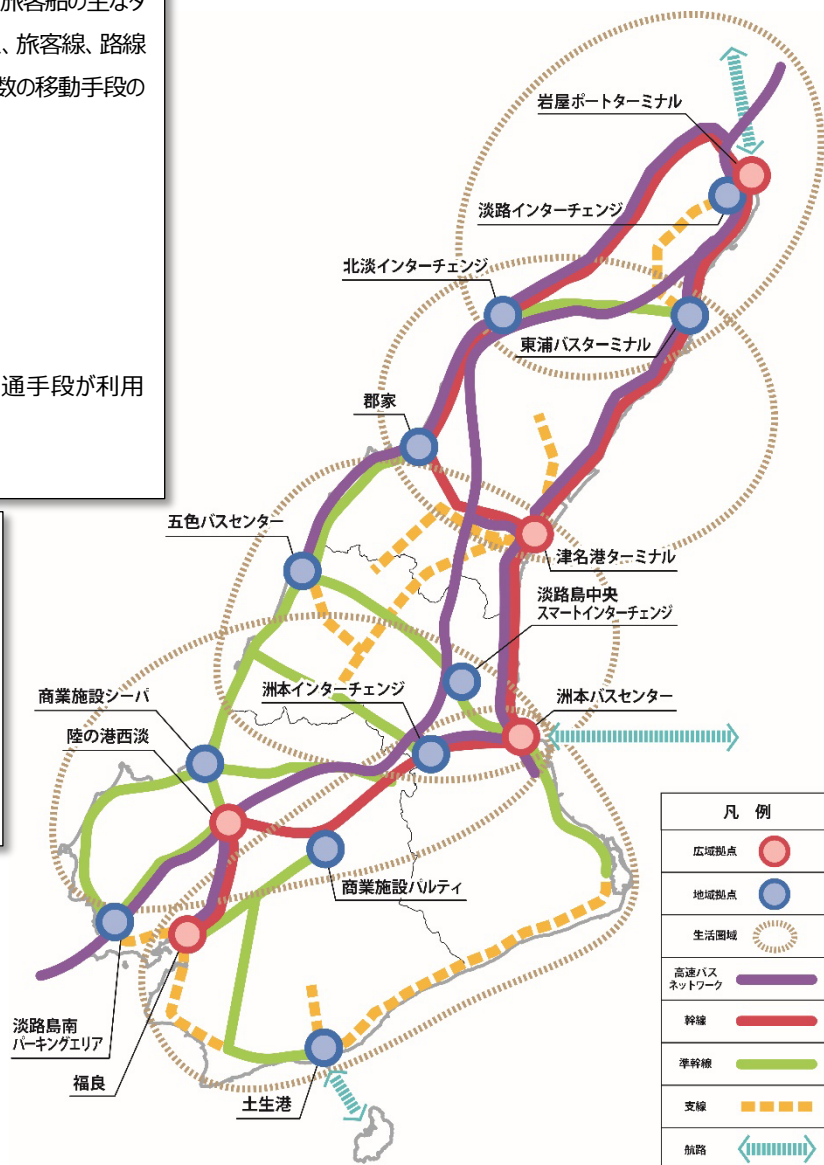
地域公共交通ネットワークの将来像は、住民及び来訪者の広域移動から地域内移動までの多様な移動に対して、高速バスネットワークや幹線、準幹線、支線等が役割に基づく階層性をもち、交通結節点で円滑に接続する、持続可能な地域公共交通ネットワークをめざします。

○ 広域拠点： 島外からの交通機関である高速バス、旅客船の主なターミナルで淡路島の玄関口。高速バス、旅客線、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の複数の移動手段の乗換拠点。

- ・ 乗り換え・観光・宿泊施設等の案内ができること
- ・ 駐車場、駐輪場、タクシーベイが整備されていること
- ・ 待合施設があること
- ・ トイレがあること
- ・ 券売所、案内所があること
- ・ レンタサイクル、レンタカーなど多様なバス以外の交通手段が利用できること
- ・ 飲食、物販機能があること

● 地域拠点： 高速バス、路線バス、コミュニティバス等、複数の移動手段の乗換拠点。

- ・ 観光案内、交通案内等の表示があること
- ・ 駐車場、駐輪場が整備されていること
- ・ 上屋、ベンチがあること
- ・ トイレがあること
- ・ 自動販売機等の飲食機能があること



凡 例	
広域拠点	○
地域拠点	●
生活圏	-----
高速バスネットワーク	—————
幹線	—————
準幹線	—————
支線	-----
航路	←————→

		ネットワークを担う 主な交通機関	役割
公共 交通	高速バスネットワーク	高速バス	島内と島外を結ぶ広域交通の軸。
	幹線	年間利用者数 5 万人以上の路線バス・コミュニティバス	島内の広域拠点を結ぶ島内移動ネットワークの主軸。
	準幹線	年間利用者数 1 万人以上、5 万人未満の路線バス・コミュニティバス	広域拠点と地域拠点を結ぶ、幹線を補完する軸。
	支線	年間利用者数 1 万人未満のコミュニティバス・自主運行バス	幹線や拠点と周辺地域を結ぶ、地域の移動を支える軸。
	その他	船舶	島内と島外や離島を結ぶ、生活を支える軸。
		タクシー	幹線、準幹線、支線を補完して、多様な移動ニーズに応える。
福祉交通		福祉有償運送・介護タクシー等	公共交通で対応できない方の輸送手段。

■ 目標達成に向けた施策

目標 1 取組を推進していくための体制づくり

1-1 3市による統一的な推進体制の構築	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●統一的な推進体制の構築とコミュニティバスの統合に向け検討	行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					

目標 2 利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成

	指標	単位	基準値	目標値 2028 (令和 10)年度
目標値 1	路線バス・コミュニティバスの年間利用者数	人	635,458 (2023 (令和 5) 年)	532,000
目標値 2	路線バス・コミュニティバスへの利用者一人当たりの公的資金投入額	円	470.9 (2022 (令和 4) 年)	470.9

2-1 幹線、準幹線、支線等の路線の役割に応じたネットワークの形成	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●運行水準の維持・向上とニーズ等に応じた見直し	バス事業者、行政、淡路島観光協会	検討・調整〈可能なものから実施〉					
●高速バスの地域内の拡大	バス事業者、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					

2-2 市域を超えた移動環境の向上	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●市域を超えた路線の見直し	行政、バス事業者、淡路島観光協会	検討・調整		実施			
●乗り継ぎ等利用しやすい手段の導入	行政、バス事業者	検討・調整〈可能なものから実施〉					

2-3 広域拠点、地域拠点の役割に応じた交通結節機能の充実	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●淡路インターチェンジ、洲本インターチェンジの地域拠点としての整備及び淡路島南パーキングエリアの地域拠点化の検討	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、本州四国連絡高速道路(株)	淡路 IC 検討・調整					
		洲本 IC 検討・調整					
		淡路島南 PA 検討・調整					
●拠点における交通結節機能の向上	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、本州四国連絡高速道路(株)	検討・調整〈可能なものから実施〉					
●乗り換え案内・情報発信機能の統一	行政、バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会	検討・調整	実施				
●乗り継ぎ時間の短縮	バス事業者、行政	ダイヤ改定にあわせて随時実施					
●高速舞子バスストップの交通結節機能強化	バス事業者、行政、本州四国連絡高速道路(株)	実施					

目標 3 日常の移動手段の充実（通勤・通学、買物、通院等）

	指標	単位	基準値	目標値 2028 (令和 10)年度
目標値 3	住まいの地域の公共交通が便利だと思う人の割合	%	12 (2022 (令和 4) 年)	12

3-1 公共交通空白地における移動手段の確保	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●公共交通空白地における地域内交通の導入	住民、行政、バス事業者、タクシー事業者、地域の企業や団体	継続実施					

3-2 地域の状況に応じた移動手段の充実	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●地域の需要に応じた移動手段の導入	住民、行政、バス事業者、タクシー事業者、地域の企業や団体	検討・調整〈可能なものから実施〉					
●福祉サービスとの連携	行政、タクシー事業者、福祉事業者	継続実施					

目標 4 非日常の移動手段の充実（観光等）

	指標	単位	基準値	目標値 2028（令和10）年度
目標値 4	レンタカー、カーシェアが導入されている広域拠点数	箇所	3 (2023（令和5）年)	5
目標値 5	空港や新幹線駅からのバス路線の設定状況	路線	6 (2023（令和5）年)	7

4-1 観光に対応した移動手段の充実	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●二次交通の充実	バス事業者、タクシー事業者、淡路島観光協会、行政、地域の企業や団体	検討・調整〈可能なものから実施〉					

4-2 広域乗換拠点からの交通手段の充実	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●空港等からの交通手段の充実	行政、バス事業者	検討・調整〈可能なものから実施〉					

目標 5 持続可能な地域公共交通の実現

	指標	単位	基準値	目標値 2028（令和10）年度
目標値 6	路線バス・コミュニティバスの収支率	%	29.4 (2022（令和4）年)	29.4

5-1 シームレスな移動サービスの提供、MaaS の推進	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●総合的な地域公共交通情報の発信	行政、バス事業者、船舶事業者、淡路島観光協会、商工団体	継続実施					
●バスの統一的なナンバリング	行政、バス事業者、船舶事業者	検討・調整	実施				
●キャッシュレス化の推進	バス事業者、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					
●周遊バスの充実や交通モードを超えた乗り継ぎ切符の導入	バス事業者、淡路島観光協会、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					

5-2 多様な主体の連携による利用を促す取り組みと移動サービスの確保	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●地域公共交通の利用機会の創出	行政、バス事業者、住民、教育機関	継続実施					
●運転手確保のための支援	バス事業者、タクシー事業者、行政	継続実施					

5-3 新技術等を活用した新たな取り組みの推進	実施主体	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度以降
●環境負荷の小さい車両の導入による脱炭素化の推進	バス事業者、タクシー事業者、行政	継続実施					
●新技術や新しい仕組みによる取組の推進	バス事業者、タクシー事業者、行政	検討・調整〈可能なものから実施〉					

2024（令和6）年3月
淡路島地域公共交通活性化協議会